

経営者の立場から
—市場化における社会福祉の独自性を問う—

平田 直之（社会福祉法人 慈愛会常務理事）

1. 市場化の経緯

(1) 社会福祉基礎構造改革の基本的方向（社会福祉法の改正）

- ①サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立（措置から契約へ）
- ②個人の多様な需要への地域での総合的な支援
- ③幅広い需要に応える多様な主体の参入（供給量の確保）
- ④信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の確保（第三者評価の推進）
- ⑤情報公開による事業運営の透明性の確保
- ⑥増大する費用の公平かつ公正な負担
- ⑦住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

(2) 介護保険制度開始（2000年4月）

(3) 規制緩和（市場化の流れ）

①行政刷新会議 規制・制度改革

（内閣府 規制・制度改革に関する分科会 ライフイノベーションWG）

・特別養護老人ホームへの民間参入拡大（運営主体規制の見直し）

i 規制の概要

ア特別養護老人ホームの運営主体は、原則社会福祉法人とされており、営利法人やNPO等による設置は認められていない。（根拠規程：老人福祉法第15条）

ii 規制改革要望・賛成の意見

ア運営主体が限定されている事により、公正・公平な事業者間の競争が行われず、サービスの質の向上が阻害され、さらにはサービス量の供給不足が42万人もの特別養護老人ホームへの待機者を生じさせる要因ともなっている。

イ株式会社等の民間参入を促進し、同等の条件でイコールフットィングの実現を図るべきである。

iii 対処方針（平成22年4月29日現在） *医療法人参入論議（平成21年）

ア特別養護老人ホームへの株式会社等の参入を可能とする。（平成22年度中措置）
イ法人税・固定資産税は原則課税とし、無料低額事業を実施する場合には非課税措置とする。また、現在の施設整備等に係る補助金は介護報酬体系の見直しで対応する。（平成22年度中措置）

iv 対処方針（平成22年6月15日 第1次報告書）

ア特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得る。（平成22年度中検討・結論、結論を踏まえ対応に着手）

イまた、特別養護老人ホームの運営について、利益追求・利益処分の在り方、措置入所の在り方や、基幹となる税制の在り方・廃業の際の残余財産処分等の在り方に関連し、特別養護老人ホームを社会福祉法人が担っていることの意義や役割、社会福祉法人以外の既存の法人形態を含め、社会福祉法人と同程度の公益性及び事業の安定性、継続性を持つ法人の参入を可能とすることの是非について検討する。

(平成 22 年度中検討開始)

・第 2 次規制・制度改革に関する分科会意見

施設・入所系サービスの再編

i 改革案

ア集中的・特別なケアを実施する機能(短期的リハビリ(認知症リハビリを含む)、虐待、拒否等の利用者への対応、定期的医療的ケア等)を再編・区分することにより、施設・入所系サービスを、「ケア付き住宅」として、統一すべきである。

〈平成 23 年度中措置〉

イ高齢者専用住宅等については、保証されるサービスが不明確になっているので、「ケア付き住宅」を、常時ケアが提供される体制のものと、そうでないものについて整理すべきである。〈平成 23 年度中措置〉

・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住まい法)改正

(平成 23 年 4 月)

i 新たな高齢者住宅「サービス付き高齢者向け住宅」(サ高住)制度の開始

・有料老人ホームとサ高住に整理

(平成 23 年 10 月 20 日)

②経済財政諮問会議「抜本的な社会保障改革について」平成 18 年 11 月 10 日

・医療と介護の「高コスト構造是正プログラム」

i 介護施設経営参入と社会福祉法人の改革

(八代委員解説抜粋 2007.1.1-8 週刊社会保障)

「介護施設経営の参入とは、例えば療養病床の削減により、今後はいわゆる老人病院が減少する。そのときに、病院が患者を抱えたまま、福祉施設に転換できれば、患者にとっては結構なことではないかという視点です。このため、医療法人も特別養護老人ホーム等の介護施設経営ができるようにする。一種の参入規制緩和が必要なのではないか。

もう一つは、介護保険を全面的に使う社会福祉法人については、もっと企業的な自由度のある経営ができる、いわゆる「非営利株式会社」の概念に近づけられないか。例えば、公益性の観点から、配当規制や行為規制を被りながらも、企業会計と同じような形で、透明性の高い経理を持つ法人です。従来型の社会福祉法人も残したまま、新しいタイプの社会福祉法人を認めてはどうかという視点です。この背景には、介護分野では企業の参入が認められており、企業と対等の競争をしたいという社会福祉法人の考え方もあります。これは非常に結構なことですが、対等な競争をするために規制を緩和するのであれば、企業と同じような応分の税負担をしてもらうことも重要。」

③規制改革「法と経済学」からの提言(一部抜粋要約) 八代尚宏著 有斐閣 2003年

- i 社会的分野の「公益性」を目的としつつ、それを他のサービス分野のように、事業者間の競争の制約ではなく、逆にその促進で達成することは何故出来ないのか。
- ii 社会サービス分野における「非営利性」の概念を検討し、それが消費者でなく、既存事業者の利益擁護の観点から歪められていることについて検討する。
- iii 非営利事業の理念型として理解されているものは、企業と同様に効率的な生産活動を行いつつ、その成果をすべて消費者や社会に還元するような利他的な行動を意味する。すなわち、効率的な活動で得た利益を事業拡大のために再投資することや、慈善的な活動に支出することで、結果的に「当期の事業利益をゼロに維持する行動」となる。その意味では、仮に営利・非営利法人にかかわらず、無駄をなくして最も効率的な事業活動を行う必要性を前提とすれば、その違いは、「事業の結果、生じた利益をどのように配分するか」の経営方針の差に帰着する。」
- iv ここの社会的分野で十分な「公益性」を担保する手段が確保されていれば、株式会社の市場参入を容認することができる。
- v アメリカでは、一定の範囲内で貧しい患者への援助義務をコミット（例えば売上高の一定比率を慈善医療に向けるなど）した病院が「非営利病院」として認定され、非課税措置の特例の特典を得るというように、「公益性」の基準が明確である。
- vi 医療法人の「営利目的」という具体的説明は、「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。」があるのみ。医療法人のように配当の禁止だけでは、利益を内部留保の形で蓄積し、解散時に出資者に還元する形での営利の追及は防止できない。
- vii 事業財産に対する個人の所有権自体を排除することで、公的助成が個人財産の増加に結びつかない法人が、社会福祉法人や学校法人である。
- viii 社会福祉法における、「対等な契約」の精神の下では、福祉施設は「慈善・博愛」ではなく、対価を受けるサービス事業者であり、そもそも憲法 89 条の対象外という考え方もある。なお「公の支配」を受ける法人として、社会福祉法人でなくても民法の公益法人で充分と言う解釈もある。これは、現に社会福祉法人の設立以前から民間社会福祉施設の公的助成は確立していたためである。(北場)
- ix 社会福祉法人は、民間企業と比べて、設立者が資産を寄付することを前提とした「所有権なき法人」という点が大きな特徴。
- x 寄付は退出規制としての意味もあり、事業者の採算が合わなければ、安易に撤退することを防ぐ一種の「担保」としての資産供出が必要とされている。
- 11 個室化と、ホテルコストの問題は、特養を事実上の介護サービス付き公営住宅にするという概念の変化。その分だけ、介護報酬を引き下げれば、有料老人ホームとの負担の均衡化を達成できる。

④社会的規制分野における競争促進のあり方」について (公正取引委員会)

～政府規制等と競争政策に関する研究会報告書～ 平成 14 年 11 月 20 日

i 施設介護サービスの提供主体にかかる制限の大幅緩和

施設介護サービスにおける設置・経営の主体の制限を緩和し、株式会社、NPO 等が対等な立場で多様なサービスを提供できる環境を整備していく必要がある。

ii 介護サービスにおける自由な価格設定

介護サービスにおける自由な価格競争を有効に機能させる観点から、家事援助等一部の介護サービスについて、価格設定を自由にするとともに、施設サービスにおいても、介護保険対象サービスと非対象サービス（自己負担サービス）の自由な組み合わせを認めていく必要がある。

iii 利用者に対する適正な情報提供と不当な情報の排除

介護サービス分野における競争を有効に機能させるため、社会福祉法人等、株式会社等の事業者および地方公共団体により、利用者に対する情報の提供を一層推進するとともに、景品表示法や関係法律等を積極的に活用して、必要な情報の提供をするとともに誤認が生じる恐れのある情報の排除を図っていく必要がある。

iv 特別養護老人ホームと特定施設（有料老人ホームおよびケアハウス）との介護報酬格差の是正

低所得者に対しては、日常生活費を補助の対象とする等の措置をとった上で、特別養護老人ホームにおいても、日常生活費については原則自己負担とし、特定施設との介護報酬面での格差を是正していく必要がある。

v 社会福祉法人に対する優遇措置の見直し

介護サービス分野における公正な競争条件を確保するために、社会福祉法人等と株式会社等との間の公的助成における格差の是正を図っていく必要がある。また、社会福祉法人等に対する税制上の優遇措置等を介護事業については除外する等の見直しを検討する必要がある。さらに、公設民営を可能とする観点からの検討や地方自治体は PFI 法により株式会社等を積極的に活用していく必要がある。

⑤規制改革会議（平成 25 年 1 月設置）における「規制改革実施計画」

（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

i 保育分野における規制改革の観点と重点事項

ア「待機児童解消加速化プラン」が 4 月に閣議決定され、平成 25, 26 年度の 2 年間で「緊急集中取組期間」として、約 20 万人分の保育の受け皿を集中的に整備し、あわせて、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を確保する事が決定されている。

・平成 26 年度予算 2915 億円/5000 億円、社会的養護 80 億円

ii 個別措置事項

ア保育所への株式会社・NPO 法人等の参入拡大

イ利用者のニーズに応えた保育拡充

ウ保育の質の評価の拡充

- ・保育所に対する第三者評価について、平成 25 年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための検討を行う。(平成 25 年度措置)
- ・子ども・子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。(子ども・子育て支援新制度の施行までに措置)
- ・保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方については、子ども・子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。

エ保育士数の増加

オ社会福祉法人の経営情報の公表

- ・すべての社会福祉法人について、平成 25 年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われる具体的な方策について検討し、結論を得る。
(平成 25 年度中に結論を得て、平成 26 年度当初から措置)
- ・平成 24 年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組状況について調査し、規制改革会議に報告する。
(平成 25 年 9 月までに措置)
- ・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成 24 年度の財務諸表について、所轄庁のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組みの状況について調査し、規制改革会議に報告する。
(平成 25 年 9 月までに措置)

⑥規制改革会議（平成26年2月28日）

i 介護・保育事業等におけるイコルフットィング確立の更なる論点

ア特別養護老人ホーム等への参入

- ・法令等により経営主体が社会福祉法人等に限定されている特別養護老人ホーム等について、利用者保護を図りつつ、多様な経営主体の参入による利便性向上を目的として、参入時の資格要件や撤退時の規制等を新たに導入しつつ、法人形態による参入規制を廃止してはどうか。

ii 地域貢献活動への抛出の義務化

ア社会福祉法人は、財政上の優遇措置を受ける背景として、慈善的な福祉サービスや低所得者への福祉を提供し、地域のセーフティネットとして機能することが期待されている。しかし、これらの事業を提供している社会福祉法人は必ずしも多くなく、財政上の優遇措置の根拠が乏しい実態が見られる。介護保険事業など民間と同様のサービスを提供する社会福祉法人においては、同様の競争条件の下で、利用者のためのサービス提供がなされるよう、条件整備が不可欠である。

このため、介護保険事業など民間事業者と競合するサービスを提供する社会福祉法人には、収益の一定割合（法人税相当額）を、一定の社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の介護や地域福祉への貢献活動など）への支出に充てることを法令等で義務付けてはどうか。

また、これらの義務を着実に履行させるため、地域貢献活動への拠出制度の創設と併せて、義務を履行しない場合は法令違反として業務停止等の対象となることを明確化してはどうか。

⑦日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

i 病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

ア医療・介護サービスの高度化

- ・ 社会福祉法人の財務諸表公表を推進し、透明性を高める
- ・ 法人規模拡大等の社会福祉法人の経営高度化のための仕組みの構築
- ・ 医療・介護サービスの高度化・効率化

イ生活支援サービス・住まいの提供体制の強化

- ・ 高齢者生活関連産業等を活性化し、地域で暮らせる社会を実現するため、多様な生活支援サービスを充実する。
- ・ 中低所得層の高齢者が地域において安心して暮らせるようにするため、空家や学校跡地などの有効利用による新たな住まいの確保を図る。

ウ都市部での高齢化対策としての地域包括ケアシステムの構築

- ・ 都市部での急速な高齢化の進展に対して、住まい、生活支援、介護などのサービス提供確保方策、地方での都市部高齢者の受け入れ時の課題と対応策等について、有識者と自治体関係者で構成する検討会で検討を進め、本年秋を目途に取りまとめる。

⑧社会保障制度改革国民会議報告書（平成 25 年 8 月 6 日）

「～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」 （一部抜粋）

i 医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

医療法人等間の競合を避け、地域における医療・介護サービスのネットワークを図るためには、当事者間の競争よりも協調が必要であり、その際、医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度の見直しを行うことが重要である。

このため、医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行う事が出来る道を開くための制度改正を検討する必要がある。

複数の医療法人がグループ化すれば、病床や診療科の設定、医療機器の設置、人事、医療事務、仕入れ等を統合して行うことができ、医療資源の適正な配置・効率的な活用を期待する事が出来る。

あわせて、介護事業者も含めたネットワーク化や高齢化に伴いコンパクトシティ化が進められている町づくりに貢献して行く事も見据えて、医療法人や社会福祉法人が非営利性を担保しつつ都市再開発に参加できるようにする制度や、ヘルスケアをベー

スとしたコンパクトシティ作りに要する資金調達的手段を、今後慎重に設計されるべきヘルスケアリート等を通じて促進する制度など、総合的な規制の見直し幅広い観点から必要である。

特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。

⑨規制改革会議（平成 26 年 4 月 16 日）

i 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立に関する意見 ア事業者のガバナンス

(1) 財務諸表の情報開示

- ・厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則として HP 上で開示を行うように指導すべきである。
- ・厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築すべきである。

(2) 補助金等の情報開示

- ・厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示すべきである。
- ・そのために、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務付けるべきである。

(3) 役員報酬等の開示

- ・厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額（役員報酬以外の報酬も含む）の開示を義務づけるべきである。

(4) 内部留保の明確化

- ・一部の社会福祉法人の巨額の内部留保が問題となっている。厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促すべきである。
- ・厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導すべきである。

(5) 調達の公正性・妥当性の確保

- ・厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手及び取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを検討すべきである。

(6) 経営管理体制の強化

- ・厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会役員等の役割や権限、責任の範囲等を法令等で明確に定めるべきである。
- ・厚生労働省は、社会福祉法人のサービス等に対する第三者評価受審率の数値あわせて第三者評価のガイドラインを見直し、質の高い実効性のある評価がなされるようにすべきである。さらに、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付けるべきである。

(7) 所轄庁による指導・監督の強化

- ・厚生労働省は、地方自治体等の所轄庁の指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定すべきである。
- ・厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行えるよう社会福祉法の見直しを行うべきである。

イ経営主体間のイコルフットィング

(1) 多様な経営主体によるサービスの提供

- ・厚生労働省は、特別養護老人ホームについて、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（平成 26 年 2 月 12 日閣議決定）に盛り込まれたとおり、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、併せて、低所得者の支援を中心とした公的性格を強めるべきである。
- ・自宅での生活が困難な要介護高齢者を対象とする入所施設としては、特別養護老人ホームのほか、営利法人を中心に設置されている有料老人ホームなどの類型がある。厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、市町村の「介護保険事業計画」や都道府県の「介護保険事業支援計画」の策定に当たり、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含め、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知すべきである。法令による参入規制がなくとも、地方公共団体が福祉施設の運営を民間に委託する際に、社会福祉法人以外の参入を認めていないとの指摘がある。厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知すべきである。

(2) 補助金の実態把握と地方公共団体への要請

- ・厚生労働省は、市町村などの地方公共団体が行っている社会福祉法人等に対する補助金の状況を一元的に把握したうえで、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において経営主体による差異を設けないよう、要請すべきで

ある。

(3) 社会貢献活動の義務化

- ・ 厚生労働省は、平成 27 年年央までに、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を法令等で義務づけるべきである。
- ・ そのために、厚生労働省は、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行い、平成 26 年中に新たな制度設計を行うべきである。特に、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対しては、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請すべきである。
- ・ また、厚生労働省は、社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員解職の勧告、さらには解散を命ずることができることを明確化すべきである。

⑩ 政府税制調査会（法人課税 DG⑤）{公益法人等課税}（平成 26 年 5 月 9 日）財務省

i 公益法人等、協同組合等に係る法人税制の見直しの視点

ア 公益法人等を取り巻く環境が変わり、非収益事業とされる場合であっても、一般の民間人と競合する分野が生じていることを踏まえ、イコールフットィングの視点から、平成 20 年の公益法人改革で検討対象とされなかった「特別法に基づく法人」を含め、公益法人等の範囲を再検討すべきではないか。また、収益事業課税の対象範囲、及び収益事業の範疇であっても一部非課税とされている特定の取り扱い（例えば、社会福祉法人等が実施する。介護事業）について、妥当性を再検討すべきではないか。

イ 軽減税率については、収益事業に対して一般の民間法人は基本税率が適用されていることを踏まえると、基本税率との格差はなくすべきではないか。また、収益事業により生じた所得のうち一定割合をみなし寄付金として損金算入できる制度を認め、更に軽減税率を認めることは過度な優遇とならないか。

ii 公益法人等関係の今回の主な論点

ア 介護事業と保育事業は、多様な主体が競合して実施している。特に、介護事業は、法人税法上は収益事業とされているものの、社会福祉法人等が実施する場合は特例として収益事業から除外されている。この特例を経営形態間のイコールフットィングの観点から見直すべきではないか。

イ サービス提供主体の多様化や市場の変化も踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税について、上記以外の優遇税制全体についても、抜本的な見直しに着手すべきではないか。

iii 「法人税の改革について」とりまとめ（平成 26 年 6 月 27 日）

ア公益法人課税等の見直し（一部抜粋）「改革の方向性」

- (1) 公共的とされているサービスの提供主体が多様化し、経営形態のみによって公益事業を定義することが適当ではなくなっている。こうした市場の変化を踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要がある。特に介護事業のように民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していく必要がある。
- (2) こうした観点から、公益法人等の成り立ちや果たしている役割も踏まえながら、公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである。特に収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）については、その取扱いについて見直しが必要である。また、収益事業の規定方法については、従来から、現行の限定列挙方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべきとの指摘があり、このような方向での見直しも検討すべきである。

2. 社会福祉の独自性

(1) セーフティネットの役割

現状、社会福祉が対象とすべき今日的諸問題（ニーズ）には、①心身の障害・不安、②貧困、③社会的排除や摩擦、④社会的孤立や孤独により、以下の問題が挙げられる。

①路上死、②ホームレス問題、③外国人・刑務所出所者等の問題、④カード破産の問題、⑤アルコール依存症の問題、⑥発達障害、⑦中高年リストラによる生活問題、⑧若年者の不安定問題（フリーター、引きこもり、ネットカフェ難民、低所得、出産育児）⑨虐待・暴力、⑩孤独死・自殺、⑪生活保護ボーダーにあるような低所得者問題、特に単身高齢者。⑫社会的ストレス問題等がある。

当然のことながら、社会福祉法に位置付けられる、第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業、公益事業等があり、範囲を広げれば、社会福祉を目的とする事業も存在する。

社会福祉法人を含む他の供給主体の経営する事業は、多くは社会福祉法に規定された第1種、第2種社会福祉事業であり、公益事業に該当する事業には、資金の用途制限、職員の専従要件、人員・設備の兼務・共用の制限、行政の指導等により、実質的に事業実施が制限されていたため、社会福祉法人の使命・役割である制度の狭間にある諸問題に対応することが少ない実情にあった。

平成28年3月31日成立した、社会福祉法の改正により、

(1)「地域における公益的な取組」を実施する責務（平成28年4月1日施行）が法定化された。

社会福祉法第24条「経営の原則」を「経営の原則等」に改め、第2項に下記のとおり条文（下線部分）を追加しました。

第24条 経営の原則等

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

また、社会福祉充実残額のある社会福祉法人は下記の地域公益事業を実施を検討することとなる。

(2) 地域公益事業の実施（平成 29 年 4 月 1 日施行）

社会福祉法人は、毎年度、社会福祉充実残額が生じた場合、①いわゆる内部留保（利益剰余金）＝資産－負債－基本金－国庫補助等特別積立金）から、②控除対象財産（事業継続用財産）＝①事業目的に活用する土地、建物等＋②建物の建替、修繕＋③手元流動資金を差引き、残額（余裕財産）がある場合は次の順に事業実施を検討し、所轄庁に社会福祉充実計画（再投下計画）として提出することになります。検討順位は、第 1 に社会福祉事業又は公益事業（第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業に限る）、第 2 に「**地域公益事業**」、つまり第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業を除く公益事業で、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金を、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る）、第 3 に①と②の事業を除く公益事業となります。

地域における公益的な取組みの責務化及び地域共生社会実現のため、厚生労働省も資金使途の制限の緩和、職員の専従要件の緩和、「地域の实情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成 28 年 3 月）」によって、人員・設備の兼務・共用が運用上可能な事項について提示した。

本来社会福祉法人は、社会福祉事業に規定される福祉サービスの供給主体の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくことを本旨とする法人である。

社会福祉法人の有為性として、①全国市町村に各種別の社会福祉法人が存在する、②資金はすべて、社会福祉事業の為に使用される、③社会福祉に関する専門性を持つ職員の存在、④施設・設備という装備を持っている、⑤行政、医療・福祉関係者、地域住民と築いたネットワークを持つ、機能的存在、⑥市場化の中、事業の継続性が担保されている、⑦安定的に低所得者を含め、所得に関わりなく、サービスの利用可能等がある。

世界に類のない社会福祉を目的とする公益的な法人である社会福祉法人は、今後最初に述べた、今日的問題に対して積極的に対応することが、日本の社会福祉のセーフティーネットの役割を果たす事になり、市場化の中で収益のみを目的とする他の供給主体が果たせない、社会福祉の固有性を発揮できることを意識する必要がある。

3. 福祉人材について

社会福祉法人アクションプラン 2020【平成 28 年度－平成 32 年度「中期行動計画」】

(1) 福祉人材に対する基本姿勢

① トータルな人材マネジメントの推進のための実践のポイント (中期目標)

i 経営理念の明示、周知徹底

ア 経営理念が明文化されているか、そして役職員全体に周知徹底されているか

ii 期待する職員像の明確化

ア 経営理念を実現するために、期待する職員像を明確化しているか

* 仕事に対する取り組み姿勢といった観念的なものから、各職位に応じた業務内容とスキルとその獲得方法 (育成体制) を明確化する

* 期待する職員像が明確で、人材活用や育成の仕組みを明示することは、就職希望者の選択に資する情報ともなる

イ 経営理念やめざす職員像の浸透をはかり、職員のめざす方向の一致をはかっているか

iii 継承のための取り組み

ア 期待する職員像とそれらを実現する取り組みが、着実に継承、発展させるための工夫や取り組みがされているか

* 経営理念や期待する職員像などは、時間の経過と共に希薄化し、形骸化しやすいため、それらを防ぐ工夫や取り組みも必要となる。

* 期待する職員像は、定期的に見直すことが必要になる。

* トータルな人材マネジメントには、時間軸も含めた視点も重要である。

iv 業務の標準化と統一した業務行動

ア 情報の共有化のための取り組みがなされ、徹底されているか

イ 問題や課題については、積極的に改善していくチームとなっているか

ウ 業務マニュアルの整備を進め、可能なものについては業務の標準化、共有化をはかり、統一した業務行動となっているか

エ 継続性の視点を重視し、業務の安定的な継承がはかられているか

v トータルな人材マネジメントシステムの構築

ア ルールを明確にした公平・公正な人事制度を運用しているか

イ 法人の経営理念、期待する職員像に基づき、トータルな人材マネジメントシステムを構築しているか

* トータルな人材マネジメントシステムとは、具体的には、以下の 4 点の制度整備からなる。

(1) 採用、配置、異動、昇進・昇格

(2) 人材の評価 (人事考課制度)

(3) 給与、その他の労働条件の設定

(4) 能力開発、教育

vi 横の連携の推進

ア 良好な職場の人間関係の構築、維持に努めているか

イ 多様な職種、職務形態の職員との連携がはかられているか

ウ 法人内の他部署との連携、協働により、付加価値を産みだしているか

vii 生産性の向上に向けた取り組み

ア ロボットやICTといった先進的な技術を用いた業務の効率化に取り組んでいるか

イ 定期的に「効率化」という視点から、現在の業務の流れの見直しを行っているか

* 人口減少に伴い労働力人口が減少する中で、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくために、生産性の向上が必要になる

* 効率化の推進は、職員の負担軽減にもつながると同時に、専門能力の高い人材がその能力に見合ったより専門的な業務に集中できるようにもなり、サービスの質の向上にもつながる

② 人材の確保に向けた取組の強化のための実践のポイント（中期目標）

i 福祉人材の確保

ア 内部環境、外部環境を把握し、採用計画を立てているか

イ 様々な採用ツールを用意し、駆使しているか

ウ 障害者雇用について、法定の雇用率を達成することはもちろん、より積極的な雇用を行っているか

エ 採用広報には、様々な採用チャネルを効果的に利用しているか

オ 内定者へのフォローアップを丁寧かつ効果的に行っているか

カ 短時間労働や業務の限定など、雇用時間や形態を工夫し、多様な働き方ができる仕組みを構築しているか

キ 積極的な情報発信をして「見える化、見せる化」に努め、法人のブランド力を高めているか

ク 小中学校における福祉教育にも積極的に取り組み、福祉の仕事の啓発を行って居るか

③ 人材の定着に向けた取組の強化のための実践のポイント（中期目標）

i 福祉人材の定着

ア 採用後3年未満（特に1年未満）の職員に対するフォローアップが意図的、計画的に行われているか（研修、面接、育成担当者の配置等）

イ 職員間の人間関係を良好にし、かつ維持していくための組織風土づくりが必要であると認識し、関連する取り組みを工夫努力しているか

ウ 上司は、職員に対して動機づけを意識した言動をおこなっているか

エ 自らのキャリアが描けるような仕組みづくりができているか

(例) キャリアパスの明確化など

ii 職員の安全と健康の確保

ア労働災害防止等(メンタルヘルス、腰痛防止策、その他労働災害への対応)を講じ、その内容を職員に周知しているか

イセクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止策、対応策を適切に講じているか

iii 職員処遇の現状の把握、分析、課題抽出

ア職員処遇の水準が適切であるかどうか、処遇改善の必要性やその可否を評価・分析するための取り組みを、PDCAサイクルにより定期的におこなっているか

(例) 賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等の指標化による管理

イワークライフバランス(仕事と家庭に両立)に配慮した取り組みをおこなっているか

(例) 休暇取得の推進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等

ウ評価・分析にもとづき、職員処遇の改善計画を策定しているか

(必要な福利厚生の充実を含む)

iv 非正規職員への配慮

ア非正規職員についても、労働関係法令の順守とともに処遇向上の取り組みをおこなっているか

④人材の育成

i 人材育成制度の構築

ア法人の経営理念や期待する職員像を明示し、サービス目標等に基づいた人材育成に関する方針を明確にし、研修を一元的に推進する体制の整備等、その方法を確立しているか

イ育成システムは、OJT、OFF-JT、SDSで構成しているか

ウOJTでは、指導方法や方法等の共通基準を作成し、意図的、計画的におこなっているか

エ資格取得、その他、職員の成長のために支援の仕組みを構築しているか

* SDSの推進のための情報提供や、職員図書等の充実も必要となる

オ職員各自の研修受講履歴を管理し、個別研修計画を作成しているか

ii 体系的な研修プログラムの構築

ア体系的な研修プログラムを構築しているか

イ研修プログラムは、専門性、組織性、社会性、倫理性のバランスを考慮したものとなっているか

* 福祉・介護制度や相談・援助・介護技術等の知識やスキルの向上だけでなく、組織のルールや職場の人間関係、また社会人としてだけでなく福祉の仕事に携わる者としての倫理観の醸成等も含めたプログラムとすることが必要である。

iii キャリアパスの明確化

ア以下の4つの要素を明確化し、職員が自らの将来の姿を描くことができるような、
仕組みづくりができていますか

- ・昇進・昇格の基準
- ・賃金の水準
- ・必要となるスキル水準
- ・必要となるスキルを獲得するための機会（研修等の能力開発）

iv リーダー層の育成

ア管理職や指導的職員のリーダー層の育成を重視し、取り組んでいるか

イめざすリーダー像を明確にしているか

ウ福祉施設長専門講座の受講等、施設長の更なるスキルアップに取り組んでいるか

エ福祉サービスの専門性のみならず、マネジメント能力の育成、評価、処遇を行っているか

オ人材育成力の強化のためのシステムを構築しているか

- * リーダー研修の実施やマネジメントに関する外部研修の受講促進、情報の提供、コーチングの導入など

カリーダーとしての幅広い視野の醸成、情報の収集等のための取り組みを行っているか

キ財務管理能力の向上のための取り組みを行っているか

クニーズや課題に対する積極的な取り組み姿勢や、主体的、自立的な業務行動の評価や育成をしているか

v 総合的な人材の育成

ア「新しい地域包括支援体制」の構築を見据え、それを可能とするコーディネート人材の育成について、取り組んでいるか

- * 地域の中で、「狭間のニーズ」をすくい取り、総合的な見立てとコーディネートを行うことができる人材や、特定の分野に関する専門性のみならず福祉全般に一定の知見を有する人材の育成

- * ソーシャルワーカー本来の役割の強化や活躍が、いっそう求められていく

イ福祉分野横断的な研修の実施に取り組んでいるか

ウ多様なキャリアステップを歩める環境の整備を行っているか

- * 従来分野ごとの福祉サービスだけでは、今日の多様化、複雑化、困難化、そして複合化した福祉ニーズに対し、十分対応できないケースが浮き彫りになっている。そこで「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築、推進が、現在検討されており、その担い手として「総合的な人材」の育成が必要となっている。